

令和6年度ブロック塀等安全対策支援事業について

地震発生時におけるブロック塀などの倒壊による被害を未然に防止し、避難経路を確保することを目的として、危険性が高いブロック塀等の撤去、改修、建替え工事費用の一部を補助するものです。

実施期間

受付開始：令和6年7月1日

完了期限：令和6年12月27日

※交付申請額が予算に達した時点で受付終了となります

※事業完了次第速やかに実績報告書を提出して下さい

補助金額

・補助金は①と②のいずれか低い額となります

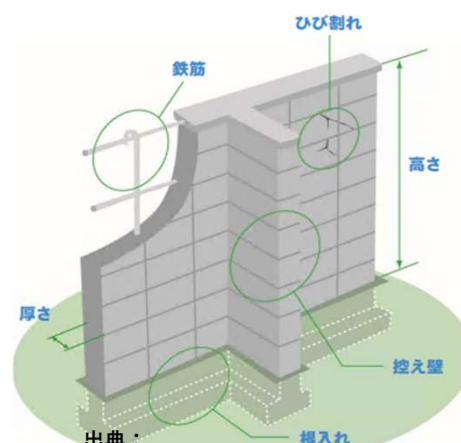
①補助対象経費に2/3を乗じた額

② 15万円

※補助金の交付は、1つの敷地につき1回限りになります

事前相談

申請にあたり対象となるブロック塀等であるか確認を行いますので、申請の前に必ず地域整備課へ相談をお願いします。



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1より一部改

補助対象

○対象者

- ・胎内市に住民登録を有する者
- ・胎内市内に存するブロック塀等の所有者又は所有者の同意を得た管理者
- ・市税等の滞納が無いこと

○対象ブロック塀等

避難路に面する高さ1m以上のブロック塀等で点検の結果、倒壊の危険があると認められたもの

○対象工事

- ①既存のブロック塀等を解体し、撤去する工事
- ②既存のブロック塀等の高さを1m以下にする改修工事
- ③既存のブロック塀等を撤去し、建築基準法による構造基準に適合するブロック塀やフェンス等を新設する建替え工事

※宅地と宅地の境界にあるもの、市が定める通学路・避難経路等以外の道にのみ面しているものは対象外となります。

※施工業者は市内に主たる事業所を有し、ブロック塀等の改修等を業としている法人又は個人事業者

【問合わせ先】

胎内市役所地域整備課 都市計画建築係 (☎ 0254-43-0306)